

平成24年11月定例会

議案説明資料

会計管理者

平成24年11月定例会議案説明資料目次

(報告)

会計管理者

報告番号	件名	課名等	頁
第2号	議会の委任による専決処分の報告について (4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定 について (平成24年10月30日専決)	庶務集中局 集中業務課	1

区分	<p>議会の委任による専決処分の報告について (4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成24年10月30日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（平成22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成24年10月30日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 鳥取市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金82,215円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 平成24年9月3日 午後3時頃</p> <p>イ 事故発生場所 鳥取市富安二丁目地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課所属の職員が、社会保険手続のために訪れたハローワーク鳥取の第2駐車場に軽貨物乗用車を駐車し、運転席ドアを開けたところ、不注意により、隣に駐車してあった和解の相手方所有の小型乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。</p>